

## 財務書類注記 (一般会計等・全体会計・連結会計)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、開始時において取得原価が不明なものは再調達原価により計上しています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては利息法によっています。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

水道事業会計、病院事業会計・・・・・・・・先入先出法による原価法

一部の連結対象団体においては取得原価法による個別原価法によっています。

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 2年～60年（建物付属設備を含みます。）

工作物 2年～80年

物品 2年～17年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

##### ③ ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

③ 退職手当引当金

期末時点の自己都合による要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 上記以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいません。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支戻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産とし計上していません。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、一部の公営企業会計及び連結対象団体については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

組織・機構の大幅な変更

平成30年度から沖縄県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、沖縄県国民健康保険事業特別会計が新設されます。

4 偶発債務

補償債務及び損失補償債務負担の状況

団体（会計）名	損失補償 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等	
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額
公益財団法人沖縄県農業振興公社	89 百万円	62 百万円	27 百万円
宮古島漁業協同組合	19 百万円	16 百万円	3 百万円
八重山漁業協同組合	81 百万円	24 百万円	57 百万円
沖縄県信用保証協会	14,106 百万円	421 百万円	13,685 百万円
公益財団法人沖縄県産業振興公社	52 百万円	52 百万円	—
計	14,347 百万円	575 百万円	13,772 百万円

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

#### 一般会計等

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
農業改良資金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
小規模企業者等設備導入資金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
中小企業振興資金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
下地島空港特別会計	地方公共団体	全部連結	-
母子父子寡婦福祉資金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
所有者不明土地管理特別会計	地方公共団体	全部連結	-
沿岸漁業改善資金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
林業改善資金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
産業振興基金特別会計	地方公共団体	全部連結	-
公債管理特別会計	地方公共団体	全部連結	-

#### 全会計・・・一般会計等下記会計を含みます

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
中央卸売市場事業特別会計	公営事業会計	全部連結	-
中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	公営事業会計	全部連結	-
宜野湾港整備事業特別会計	公営事業会計	全部連結	-
国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	公営事業会計	全部連結	-
中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	公営事業会計	全部連結	-
中城湾港マリン・タウン特別会計	公営事業会計	全部連結	-
駐車場事業特別会計	公営事業会計	全部連結	-
中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	公営事業会計	全部連結	-
水道事業会計	公営事業会計	全部連結	-
工業用水道事業会計	公営事業会計	全部連結	-
病院事業会計	公営事業会計	全部連結	-

連結会計・・・全体会計に下記会計（団体）を含みます

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
那覇港管理組合	一部事務組合	比例連結	60%
沖縄県離島医療組合	一部事務組合	比例連結	80%
沖縄県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	-
沖縄県土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
(一財)沖縄県私学教育振興会	第三セクター等	全部連結	-
旭橋都市再開発(株)	第三セクター等	全部連結	-
那覇空港貨物ターミナル(株)	第三セクター等	比例連結	27.12%
(公財)沖縄科学技術振興センター	第三セクター等	全部連結	-
(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター	第三セクター等	比例連結	40.00%
(公財)おきなわ女性財団	第三セクター等	全部連結	-
(公財)沖縄県老人クラブ連合会	第三セクター等	全部連結	-
(一財)沖縄県セルフセンター	第三セクター等	全部連結	-
(一財)沖縄県看護学術振興財団	第三セクター等	全部連結	-
(公財)沖縄県保健医療福祉事業団	第三セクター等	全部連結	-
(公財)沖縄県農業振興公社	第三セクター等	全部連結	-
(公社)沖縄県糖業振興協会	第三セクター等	比例連結	38.70%
(公財)沖縄県畜産振興公社	第三セクター等	全部連結	-
(一財)沖縄県水産公社	第三セクター等	全部連結	-
(公財)沖縄県産業振興公社	第三セクター等	全部連結	-
(株)沖縄産業振興センター	第三セクター等	比例連結	24.19%
(公財)沖縄県立芸術大学芸術振興財団	第三セクター等	全部連結	-
(公財)沖縄県文化振興会	第三セクター等	全部連結	-
(公財)国立劇場おきなわ運営財団	第三セクター等	全部連結	-
(一財)沖縄県建設技術センター	第三セクター等	全部連結	-
久米島空港ターミナルビル(株)	第三セクター等	比例連結	45.92%
沖縄都市モノレール(株)	第三セクター等	比例連結	37.19%
石垣空港ターミナル(株)	第三セクター等	比例連結	25.00%
(一財)沖縄マリンレジャーセイフティービューロー	第三セクター等	全部連結	-
(公財)暴力団追放沖縄県民会議	第三セクター等	全部連結	-
沖縄県環境整備センター(株)	第三セクター等	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

ア 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業会計	企業債残高	21,170 百万円
	他会計繰入金	909 百万円

イ 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

ウ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

エ 一部事務組合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

オ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

カ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

キ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— %	— %	9.5%	51.1%

③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
3,477 百万円

④ 繰越事業に係る将来支出予定額  
11,390 百万円

⑤ 過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 会計基準へ変更したことによる影響額等

ア 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

② 減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

ソフトウェア	取得原価	3,638 百万円
	減価償却累計額	2,686 百万円

全体会計

ソフトウェア	取得原価	3,638 百万円
	減価償却累計額	2,686 百万円

連結会計

ソフトウェア	取得原価	3,668 百万円
	減価償却累計額	2,706 百万円

③ 減債基金に係る積立不足額

減債基金に係る積立不足額はありません。

④ 基金借入金の内容

沖縄県産業振興基金から病院事業会計への貸付金：400 百万円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア 標準財政規模	367,179 百万円
イ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要算入額	41,167 百万円
ウ 将来負担額	841,801 百万円
エ 充当可能基金額	97,113 百万円
オ 特定財源見込額	21,857 百万円
カ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	556,124 百万円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
- |       |           |
|-------|-----------|
| 一般会計等 | 6,258 百万円 |
| 全体会計  | 6,507 百万円 |

- (3) 行政コスト計算書に係る事項  
 会計基準の変更による主な影響額  
 なし

- (4) 純資産変動計算書に係る事項  
 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産形成分  
 固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。
- ② 余剰分（不足分）  
 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

- (5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支
- |       |            |
|-------|------------|
| 一般会計等 | 7,990 百万円  |
| 全体会計  | 23,229 百万円 |
| 連結会計  | 18,875 百万円 |

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	766,823 百万円	755,260 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	18,593 百万円	15,287 百万円
繰越金に伴う差額	20,143 百万円	—
資金収支計算書	765,273 百万円	770,547 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としています。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	25,513 百万円
投資活動収支の国県等補助金収入	55,991 百万円
未収債権、未払債務等（増減）	△20 百万円
資産売却益	739 百万円
資産除売却損	△128 百万円

賞与等引当金（増減額）	△374 百万円
退職手当引当金（増減額）	△3,007 百万円
徴収不能引当金（増減額）	21 百万円
損失補償等引当金（増減額）	△129 百万円
投資損失引当金（増減額）	△151 百万円
減価償却費	△41,897 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>36,558 百万円</u>

#### 全体会計

##### 資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	<u>32,881 百万円</u>
投資活動収支の国県等補助金収入	56,016 百万円
未収債権、未払債務等（増減）	△1,193 百万円
資産売却益	8,542 百万円
資産除売却損	△741 百万円
賞与等引当金（増減額）	△419 百万円
退職手当引当金（増減額）	△4,004 百万円
徴収不能引当金（増減額）	△3 百万円
損失補償等引当金（増減額）	△129 百万円
投資損失引当金（増減額）	△151 百万円
減価償却費	△60,502 百万円
長期前受金戻入	14,140 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>44,437 百万円</u>

#### 連結会計

##### 資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	<u>39,172 百万円</u>
投資活動収支の国県等補助金収入	57,616 百万円
未収債権、未払債務等（増減）	△614 百万円
資産売却益	9,111 百万円
資産除売却損	△1,014 百万円
賞与等引当金（増減額）	△443 百万円
退職手当引当金（増減額）	△4,378 百万円
徴収不能引当金（増減額）	△26 百万円
損失補償等引当金（増減額）	△129 百万円
減価償却費	△62,093 百万円
長期前受金戻入	14,140 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>51,342 百万円</u>

④ 一時借入金の限度額と利子額（対象会計のみ記載）

借入金の限度額

一般会計 70,000 百万円

病院事業会計 3,500 百万円

水道事業会計 9,000 百万円

工業用水道事業会計 200 百万円

一時借入金に係る利子額

一般会計 22 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 109 百万円